

指定共同生活援助（日中サービス支援型）短期入所運営規程
（グループホームふうりん）

（事業の目的）

第1条 一般社団法人風（以下「事業者」という。）が設置するグループホーム ふうりん（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所（以下「指定短期入所」という。）の円滑な運営管理を図ると共に、支給決定障害者（以下「利用者」という。）の身体及び精神、能力に沿った活動を組織し、地域社会の中で自らの尊厳と誇りを持って生活できるサービス提供に努める。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所の実施に当たっては、介護者の疾病等の理由により、短期間の入所が必要とする利用者に対し、食事や介護等の提供を行うこととする。
前項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「倉敷市障害福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年倉敷市条例第54号）に定める内容のほか、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地、サービス種類及び定員等）

第3条 事業所の名称及び所在地、サービス種類及び定員は次のとおりとする。

- （1）名称 グループホーム ふうりん
- （2）所在地 倉敷市真備町尾崎 979 番 2
- （3）サービス種類及び定員
 短期入所 1 名（併設型）
- （4）主たる対象者 知的障がい・精神障がい・身体障がい・難病等対象者

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- （1）管理者 1 名（兼務）
 管理者は、事業所の従業員の管理、サービスの利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）生活支援員
 日中は、短期入所の利用者を日中サービス支援型共同生活援助の利用者とみなした場合に、日中サービス支援型共同生活援助として必要な員数以上。夜間は、当該日の利用者がある場合、1 名以上（日中サービス支援型共同生活援助 生活支援員兼務）
 生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

2 前項に定める従業者の他、事業ごとに以下の職員を置く。

(2) 指定短期入所

(ア) 生活支援員 1名以上（日中サービス支援型共同生活援助 生活支援員兼務）
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行なう。

(営業日、休業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日・休業日及び営業時間は次のとおりとする。

(ア) 営業日 毎週月曜日～日曜日とする。

(イ) 休業日 年末年始（12/29～1/3）

(サービスの内容)

第6条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴

(ウ) 身体等の介護

(エ) 生活管理

(オ) 送迎

(利用料等費用の徴収)

第7条

1 指定短期入所を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から法第29条第3項の厚生労働大臣が定める費用の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と決められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 指定短期入所

(ア) 食事の提供にかかる実費（朝食）450円（昼食）550円（夕食）600円

(イ) 水道高熱費：400円/日

(ウ) 日用品費：実費

(エ) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者が負担することが適当と認められるものの実費。

4 前三項の費用の支払いを現金にて受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に交付するものとする。

5 同条の第1項から第3項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定障害施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けた時には、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額福祉サービス費算定基準額

を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告すると共に、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害支援施設に通知するものとする。

(事業の実施地域)

第9条 事業所における通常の実施地域は、次のとおりとする。

倉敷市、岡山市、玉野市、総社市、早島町、矢掛町、浅口市、その他（応相談）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用にあたって、健康状況並びに活動する上での留意すべき事項等を速やかに当該事業所の従業者に報告し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう努めるものとする。また、当日、指定生活介護等の提供を全部または一部受けることを止める場合は、事前にその旨連絡するよう努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 現に指定短期入所の提供時において、事故、怪我、病気等により利用者の状態が急変する等、緊急を要する状況が生じた場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）及び家庭に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定短期入所の提供により事故が発生した時は、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡すると共に事故発生における必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。
 - 5 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に管理者、従業者及び職員に周知するとともに、避難、救出その他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ定期的に行うものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は、指定短期入所の施設設備、食器等清潔に保持し、常に衛生管理に配慮し、食中毒及び感染症などの発生を防止するよう努める。その際、必要に応じて保健所等の助言・指導を求め、関係機関との連携を保つものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の目的及び理念に基づき、事業所は正当な理由なく業務上知り得た利用者・家族についての秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 前項の規程については、従業者でなくなった後にも適用し、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する

際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(苦情の処理)

- 第15条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 事業所は提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岡山県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村又は、岡山県知事及び市町村長が行う調査に協力すると共に、市町村又は、岡山県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (5) 虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合の自治体への速やかな通報及び自治体が行う調査への協力
 - (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続する事。
 - (3) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (4) 食事を与えない事。
 - (5) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない事。
 - (6) 乱暴な言葉遣いや利用者をけなす言葉を使い、心理的苦痛を与える事。
 - (7) 性的な嫌がらせをする事。
 - (8) 当該利用者を無視する事。
 - (9) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱める事。

(身体拘束の禁止)

- 第18条 事業者は指定短期入所の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」又は「個別支援計画書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができることとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後6ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。

（1）具体的なサービスの内容等の記録

（2）岡山県知事並びに市町村長への報告に係る記録

（3）身体拘束に関する記録

（4）苦情の内容等の記録

（5）事故の状況並びに事故に際してとった処置についての記録

4 事業所は、指定短期入所の利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、障害者総合支援法その他関係法令に従うと共に、運営に関する重要事項は一般社団法人風理事会、及び事業所管理者との協議、議決に基づいて定めるものとする。

（重度化対応の体制）

第19条 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保する。

（2）看護職員の体制

看護師を配置し、利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等を行う事が出来るよう努める。

（3）急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制を確保する。

附則

この規程は令和5年8月1日から施行する。